

令和5年度(2023年度) 国民健康保険国庫支出金等事務研修会

北海道国民健康保険  
保険給付費等交付金  
(特別交付金：イ関係)  
〈保険者努力支援交付金〉

北海道保健福祉部健康安全局国保医療課

# 北海道国民健康保険保険給付費等交付金(特別交付金:交付要綱第4条第2号イ関係) 保険者努力支援交付金

## 1 制度の概要

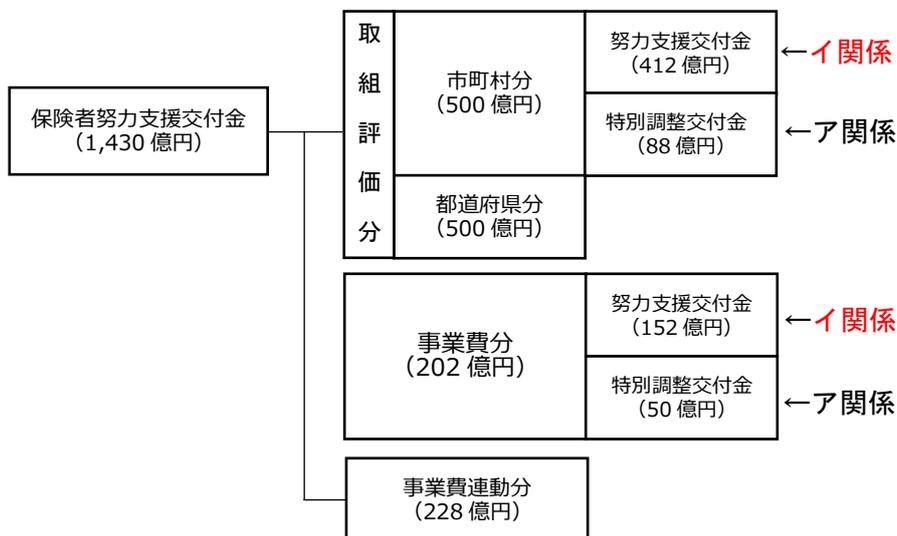
令和5年度国民健康保険保険者努力支援交付金交付要綱(以下「厚労省交付要綱」という。)

この交付金は、被保険者の健康の保持増進、医療の効率的な提供の推進その他医療に要する費用の適正化等に係る都道府県及び当該都道府県内の市町村(特別区を含む。以下同じ。)の取組(以下「保険者の取組」という。)並びに被保険者の健康の保持増進に係る事業(以下「健康保持増進事業」という。)を支援することを目的とする。

## 2 交付対象(厚労省交付要綱3)

この交付金は、都道府県が行う法第75条の2の国民健康保険保険給付費等交付金の交付等(以下「事業」という。)の執行に要する次に掲げる費用を交付の対象として、都道府県に対して交付する。ただし、この交付金の対象が他の国庫補助金の対象となる場合は除く。

- (1) 保険者の取組について算定政令第4条第7項に規定する状況を示す指標ごとに算定した点数に基づいて算定した額が交付される部分(以下「取組評価分」という。)であって、事業に必要な費用の一部に充てるもの。
- (2) 健康保持増進事業に要する費用に応じて交付される部分(以下「事業費分」という。)であって、算定政令第6条第3項の規定による交付金に充てるもの。
- (3) 健康保持増進事業に関する状況を示す指標に応じて交付される部分(以下「事業費連動分」という。)であって、算定政令第6条第2項の規定による交付金に充てるもの。



※令和5年度保険者努力支援制度の財源は上記の図のとおり。取組評価分は総得点に応じて全国の市町村へ配分され、事業費分は申請額に応じて交付される。

平成30年度までは、特別調整交付金から交付される額も含めた努力支援交付金の総額を「イ関

係」として市町村へ交付していたが、平成31年度からは国からの交付方法及び月報の区分と合わせ、努力支援交付金として国から交付される分は「イ関係」、特別調整交付金として交付される分は「ア関係」として市町村へ交付している。

### 3 算定方法(厚労省交付要綱4)

この交付金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 取組評価分については、別表1の第1欄により算出された交付基礎額から同表の第2欄より算出された控除額を控除した額を交付する。

(2) 事業費分については、次により算出された額を交付する。

ア 都道府県が行う別に定める健康保持増進事業(以下「都道府県国保ヘルスアップ支援事業」という。)については、都道府県ごとに別表2の第1欄に定める被保険者数に応じた基準額と、別に定める実施事業ごとに同表の第2欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額の合計額とを比較し、少ない方の額を交付基礎額とし、同交付基礎額から同表の第3欄より算出された控除額を控除した額を交付する。

イ 市町村が法第 82 条に規定する保健事業として行う別に定める健康保持増進 事業(以下「市町村国保ヘルスアップ事業」という。)については、市町村ごとに別表2の第1欄に定める被保険者数に応じた基準額と、別に定める実施 事業ごとに同表の第2欄に定める対象経費の実支出額から、寄付金その他の 収入額及び別に定める事業経費の標準的範囲を超過する額の2分の1を控除 した額の合計額とを比較し、少ない方の額を交付基礎額とし、同交付基礎 額 から同表の第3欄より算出された控除額を控除した額を交付する。

(3) 事業費連動分については、別表1の第1欄により算出された交付基礎額から同表の第2欄より算出された控除額を控除した額を交付する。

### 4 交付金の概算払(厚労省交付要綱5)

厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

### 5 実績報告(厚労省交付要綱11)

この交付金の実績報告は、次の実績報告書に関係書類を添えて、事業完了の日から起算して1ヶ月を経過した日(6の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から1ヶ月以内の日)又は取組評価分は令和6年4月10日若しくは事業費分及び事業費連動分は令和6年4月30日のいずれか早い日までに厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

(1) 取組評価分については、別紙様式5-1の実績報告書

(2) 事業費分及び事業費連動分については、別紙様式5-2の実績報告書

⇒P4 7 交付スケジュール参考

## 6 交付金の返還(厚労省交付要綱12)

厚生労働大臣は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超えて交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

○減点及び返還の方法(今年度を例として記載)

減点事由	令和6年度分の点数確定前	令和6年度分の点数確定後
令和5年度交付額算定時の評価対象取組の未実施及び誤り	令和6年度分の点数と相殺	令和7年度以降分の点数と相殺 (事由の判明後に実施される実績調査において報告する)
令和4年度以前交付額算定時の評価対象取組の未実施及び誤り	令和6年度分の点数と相殺	令和7年度以降分の点数と相殺 (事由の判明後に実施される実績調査において報告する)
虚偽報告等の判明	交付決定の一部または全部取り消し ※今後はペナルティの設定についても検討されている	

○各関係通知(いずれも抜粋)

① 令和5年7月7日保国発 0707 第1号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知(市町村分通知)

4. 令和5年度交付額算定時に評価対象とした取組に係る実績調査は、(略)以下のいずれかに該当した場合、令和6年度の交付見込額の算定基礎となる評価において、減点を行うこととする。
  - ・令和4年度中の実施を予定していた取組について、令和4年度中に実施しなかった場合
  - ・令和5年度交付額算定時に報告されていた過年度の実施状況に誤りが判明した場合
6. 令和4年度以前の交付額算定時に評価対象とした取組について、実施していないことが判明し、かつ、令和5年度交付算定までの間に減点されていない場合、令和6年度の交付見込額の算定基礎となる評価において減点を行うこととするので、該当の事案があれば実績調査の際に併せて報告すること。

② 令和3年8月17日保国発第0817第1号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知

～(略)～過去の提出書類における虚偽報告等の不正が疑われる場合、別途、顛末書の提出を求めることとする。

顛末書の内容を審査した結果、不正に交付金を受けた事案と認定された場合、将来算定する交付金において減点を行わず、別途、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第17条第1項又は第2項に基づき、都道府県に対して交付された交付金について、交付決定の全部又は一部を取り消すこととする。加えて、交付決定の全部又は一部が取り消された際には、同法第19条第1項に基づき加算金の納付が必要となる場合があるので注意すること。

③ 令和5年8月10日保国発 0810 第1号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知

5. 市町村分通知の第1の6及び都道府県分通知の第1の5に該当する事案が判明した場合は、時効の範囲内で令和6年度取組評価分の評価に反映することとする。  
なお、過年度の取組の実施状況に虚偽等が判明した場合の取扱については、「過年度の 保険者努力支援制度における不適切事案の取扱について」(令和3年8月17日保国発 0817 第1号)による。

## 7 交付スケジュール(北海道国民健康保険保険給付費等交付金(イ関係)事務取扱要領)

内容	主体	様式	日付
(1)交付申請書提出依頼	道→市町村		令和6年2月
(2)交付申請書提出	市町村→道	様式第イ-1号 様式第イ-5号	令和6年3月初旬
(3)交付決定	道→市町村	様式第イ-7号	令和6年3月中旬
(4)保険者努力支援制度事業完了日			令和6年3月31日
(5)実績報告書提出依頼	道→市町村		令和6年4月初旬
(6)実績報告書提出	市町村→道	様式第イ-4号 様式第イ-6号	令和6年4月8日
(7)交付額確定・交付	道→市町村	様式第イ-10号	令和6年4月末

### 参考

- 様式第イ-2号 変更承認申請書
- 様式第イ-3号 概算払申請書
- 様式第イ-8号 変更交付決定通知書
- 様式第イ-9号 概算払決定書

## 8 関係法令等

- (1)国民健康保険法第72条第3項
- (2)国民健康保険法第75の2
- (3)令和5年度国民健康保険保険者努力支援交付金交付要綱  
(令和5年4月3日厚生労働省発保0403第8号厚生労働事務次官通知 別紙)
- (4)北海道国民健康保険保険給付費等交付金交付要綱
- (5)北海道国民健康保険保険給付費等交付金(特別交付金:交付要綱第4条第2号イ関係)事務取扱要領